

【別紙】変更点

イデックスでんき約款

変更箇所	変更前	変更後
1 適用	<p>(1)当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に則り、一般送配電事業者から接続供給を受けて2016年7月16日よりお客さまに電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このイデックスでんき約款（以下「この約款」といいます。）によります。</p> <p>(2)この約款は、当社の供給区域である次の地域（離島を除く）に適用いたします。</p> <p>福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県</p>	<p>(1)当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に則り、一般送配電事業者から接続供給を受けて2016年7月16日よりお客さまに電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このイデックスでんき約款（以下「この約款」といいます。） および選択約款によります。</p> <p>(2)この約款および選択約款は、当社の供給区域である次の地域（離島を除く）に適用いたします。</p> <p>福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県</p>
2 約款の変更	<p>(2)(1)の定めに基づきこの約款および選択約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとします。</p>	<p>(2)(1)の定めに基づきこの約款もしくは選択約款を変更する場合またはお客さまからの申出に基づき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとします。</p>
3 定義	<p>新規追加</p>	<p>(16)選択約款 イデックスでんき各プランの電気料金その他の供給条件を定めた約款をいいます。</p>

変更箇所	変更前	変更後
13 契約種別	<p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>ただし、下記に該当しない契約種別については別途選択約款にて定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イデックスでんきファミリープラン ② イデックスでんき夜トクプラン ③ イデックスでんきビジネスプランA ④ イデックスでんきビジネスプランB 	<p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <p>また、この約款に定める事項のほか契約種別に応じた供給条件については、別途選択約款にて定めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イデックスでんきファミリープラン ② イデックスでんき夜トクプラン ③ イデックスでんきビジネスプランA ④ イデックスでんきビジネスプランB ⑤ イデックスでんき ECO ファミリープラン ⑥ イデックスでんき ECO 夜トクプラン ⑦ イデックスでんき ECO ビジネスプラン A ⑧ イデックスでんき ECO ビジネスプラン B ⑨ イデックスでんきベーシックプラン ⑩ イデックスでんきミッドナイトプラン ⑪ イデックスでんきオフィスプラン ⑫ イデックスでんき ECO ベーシックプラン ⑬ イデックスでんき ECO ミッドナイトプラン ⑭イデックスでんき ECO オフィスプラン
<p>13 契約種別</p> <p>① イデックスでんきファミリープラン、②イデックスでんき夜トクプラン、③イデックスでんきビジネスプランA</p> <p>④イデックスでんきビジネスプランB</p>	<p>① イデックスでんきファミリープラン</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後
	<p>合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流 イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。</p> <p>(4) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金 の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたも</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後														
	<p>のとし、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。</p> <table border="1" data-bbox="465 949 1180 1198"> <tbody> <tr> <td>契約電流 10A[Ⓐ]</td> <td>316 円 24 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 15A[Ⓐ]</td> <td>474 円 36 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 20A[Ⓐ]</td> <td>632 円 48 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 30A[Ⓐ]</td> <td>939 円 23 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 40A[Ⓐ]</td> <td>1,252 円 31 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 50A[Ⓐ]</td> <td>1,549 円 58 銭[Ⓐ]</td> </tr> <tr> <td>契約電流 60A[Ⓐ]</td> <td>1,840 円 52 銭[Ⓐ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p>	契約電流 10A [Ⓐ]	316 円 24 銭 [Ⓐ]	契約電流 15A [Ⓐ]	474 円 36 銭 [Ⓐ]	契約電流 20A [Ⓐ]	632 円 48 銭 [Ⓐ]	契約電流 30A [Ⓐ]	939 円 23 銭 [Ⓐ]	契約電流 40A [Ⓐ]	1,252 円 31 銭 [Ⓐ]	契約電流 50A [Ⓐ]	1,549 円 58 銭 [Ⓐ]	契約電流 60A [Ⓐ]	1,840 円 52 銭 [Ⓐ]	<p>選択約款へ移行</p>
契約電流 10A [Ⓐ]	316 円 24 銭 [Ⓐ]															
契約電流 15A [Ⓐ]	474 円 36 銭 [Ⓐ]															
契約電流 20A [Ⓐ]	632 円 48 銭 [Ⓐ]															
契約電流 30A [Ⓐ]	939 円 23 銭 [Ⓐ]															
契約電流 40A [Ⓐ]	1,252 円 31 銭 [Ⓐ]															
契約電流 50A [Ⓐ]	1,549 円 58 銭 [Ⓐ]															
契約電流 60A [Ⓐ]	1,840 円 52 銭 [Ⓐ]															

変更箇所	変更前				変更後																																
	<table border="1" data-bbox="461 132 1193 493"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 132 741 236"></th> <th data-bbox="741 132 891 236">最初の120kWh までの1kWhに つき。</th> <th data-bbox="891 132 1041 236">120kWhを超え 300kWhまでの 1kWhにつき。</th> <th data-bbox="1041 132 1193 236">300kWhを超える 1kWhにつき。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 236 741 272">契約電流 10A。</td> <td data-bbox="741 236 891 272">18 円 28 銭。</td> <td data-bbox="891 236 1041 272">23 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 236 1193 272">25 円 78 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 272 741 309">契約電流 15A。</td> <td data-bbox="741 272 891 309">18 円 28 銭。</td> <td data-bbox="891 272 1041 309">23 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 272 1193 309">25 円 78 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 309 741 346">契約電流 20A。</td> <td data-bbox="741 309 891 346">18 円 28 銭。</td> <td data-bbox="891 309 1041 346">23 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 309 1193 346">25 円 78 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 346 741 383">契約電流 30A。</td> <td data-bbox="741 346 891 383">18 円 10 銭。</td> <td data-bbox="891 346 1041 383">22 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 346 1193 383">24 円 14 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 383 741 419">契約電流 40A。</td> <td data-bbox="741 383 891 419">17 円 86 銭。</td> <td data-bbox="891 383 1041 419">22 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 383 1193 419">24 円 68 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 419 741 456">契約電流 50A。</td> <td data-bbox="741 419 891 456">17 円 86 銭。</td> <td data-bbox="891 419 1041 456">22 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 419 1193 456">24 円 68 銭。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 456 741 493">契約電流 60A。</td> <td data-bbox="741 456 891 493">17 円 68 銭。</td> <td data-bbox="891 456 1041 493">22 円 88 銭。</td> <td data-bbox="1041 456 1193 493">24 円 68 銭。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="365 596 804 632">② イデックスでんき夜トクプラン</p> <p data-bbox="376 655 577 687">(1) 適用範囲</p> <p data-bbox="418 703 1207 831">イ この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。</p> <p data-bbox="452 847 1137 879">(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p data-bbox="452 895 1196 1023">(ロ) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p data-bbox="506 1038 1207 1406">ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者が、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>					最初の120kWh までの1kWhに つき。	120kWhを超え 300kWhまでの 1kWhにつき。	300kWhを超える 1kWhにつき。	契約電流 10A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。	契約電流 15A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。	契約電流 20A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。	契約電流 30A。	18 円 10 銭。	22 円 88 銭。	24 円 14 銭。	契約電流 40A。	17 円 86 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。	契約電流 50A。	17 円 86 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。	契約電流 60A。	17 円 68 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。	<p data-bbox="1256 118 1447 150">選択約款へ移行</p>
	最初の120kWh までの1kWhに つき。	120kWhを超え 300kWhまでの 1kWhにつき。	300kWhを超える 1kWhにつき。																																		
契約電流 10A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。																																		
契約電流 15A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。																																		
契約電流 20A。	18 円 28 銭。	23 円 88 銭。	25 円 78 銭。																																		
契約電流 30A。	18 円 10 銭。	22 円 88 銭。	24 円 14 銭。																																		
契約電流 40A。	17 円 86 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。																																		
契約電流 50A。	17 円 86 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。																																		
契約電流 60A。	17 円 68 銭。	22 円 88 銭。	24 円 68 銭。																																		

変更箇所	変更前	変更後
	<p>ロ この需給契約条件に定める契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力</p> <p>イ 契約主開閉器および契約負荷設備</p> <p>契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>ロ 契約設備電力</p> <p>(イ) 契約設備電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき別表5（契約電力等の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。</p> <p>(ロ) (イ)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。</p> <p>(ハ) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(4) 契約電力</p> <p>イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次のi.の係数を乗じて得た値の合計にii.の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設し</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後														
	<p>ていただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii.の係数を乗じないものといたします。</p> <p>i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから</p> <table border="1" data-bbox="515 411 1205 523"> <tr> <td>最初の2台の入力につき。</td> <td>100パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の2台の入力につき。</td> <td>95パーセント。</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき。</td> <td>90パーセント。</td> </tr> </table> <p>ii. i.によって得た値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="515 660 1205 807"> <tr> <td>最初の6キロワットにつき。</td> <td>100パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の14キロワットにつき。</td> <td>90パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の30キロワットにつき。</td> <td>80パーセント。</td> </tr> <tr> <td>50キロワットをこえる部分につき。</td> <td>70パーセント。</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表5（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 季節区分、休日平日区分および時間帯区分</p> <p>イ 季節区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 春季 毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(ロ) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p>	最初の2台の入力につき。	100パーセント。	次の2台の入力につき。	95パーセント。	上記以外のもの入力につき。	90パーセント。	最初の6キロワットにつき。	100パーセント。	次の14キロワットにつき。	90パーセント。	次の30キロワットにつき。	80パーセント。	50キロワットをこえる部分につき。	70パーセント。	<p>選択約款へ移行</p>
最初の2台の入力につき。	100パーセント。															
次の2台の入力につき。	95パーセント。															
上記以外のもの入力につき。	90パーセント。															
最初の6キロワットにつき。	100パーセント。															
次の14キロワットにつき。	90パーセント。															
次の30キロワットにつき。	80パーセント。															
50キロワットをこえる部分につき。	70パーセント。															

変更箇所	変更前	変更後
	<p>(ハ) 秋 季 毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(ニ) 冬 季 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。</p> <p>ロ 休日平日区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 休 日 土曜日 日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1 月 2 日 1 月 3 日 4 月 30 日 5 月 1 日 5 月 2 日 12 月 30 日 12 月 31 日</p> <p>(ロ) 平 日 休日以外の日をいいます。</p> <p>ハ 時間帯区分は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 昼 間 時 間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。</p> <p>(ロ) 夜 間 時 間 毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。</p> <p>(6) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後						
	<p>別表2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>(イ) 契約電力が10キロワット以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="427 1034 1205 1070"> <tr> <td>1 契約につき。</td> <td>1,869円91銭。</td> </tr> </table> <p>(ロ) 契約電力が10キロワットをこえる場合</p> <table border="1" data-bbox="427 1219 1205 1289"> <tr> <td>1 契約につき最初の15キロワットまで。</td> <td>4,710円62銭。</td> </tr> <tr> <td>上記をこえる1キロワットにつき。</td> <td>568円14銭。</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、(7)（使用電力量の算定等）ロの場合</p>	1 契約につき。	1,869円91銭。	1 契約につき最初の15キロワットまで。	4,710円62銭。	上記をこえる1キロワットにつき。	568円14銭。	<p>選択約款へ移行</p>
1 契約につき。	1,869円91銭。							
1 契約につき最初の15キロワットまで。	4,710円62銭。							
上記をこえる1キロワットにつき。	568円14銭。							

変更箇所	変更前	変更後															
	<p>合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。</p> <p>(イ) 昼間時間 昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="371 564 1200 713"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td>夏季および 冬季料金</td> <td>春季および 秋季料金</td> </tr> <tr> <td>21 円 95 銭</td> <td>18 円 55 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 キロワット時につき</td> <td>休日</td> <td>27 円 57 銭</td> <td>24 円 68 銭</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(ロ) 夜間時間</p> <table border="1" data-bbox="371 788 1200 826"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>14 円 48 銭</td> </tr> </table> <p>(7) 使用電力量の算定等</p> <p>イ 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。</p> <p>ロ 夜間蓄熱型機器の計量等</p>			夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金	21 円 95 銭	18 円 55 銭	1 キロワット時につき	休日	27 円 57 銭	24 円 68 銭	平日			1 キロワット時につき	14 円 48 銭	<p>選択約款へ移行</p>
				夏季および 冬季料金	春季および 秋季料金												
		21 円 95 銭	18 円 55 銭														
1 キロワット時につき	休日	27 円 57 銭	24 円 68 銭														
	平日																
1 キロワット時につき	14 円 48 銭																

変更箇所	変更前	変更後
	<p>技術上、経済上やむをえない場合は、別表9（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。</p> <p>なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。</p> <p>(8) その他</p> <p>イ この需給契約条件に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。</p> <p>ロ (7)（使用電力量の算定等）ロ にいう電気の供給をしゃ断する装置は、43（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。</p> <p>ハ 契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、または(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする場合は、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)に準ずるものといたします。この場合、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、(4)（契約電力）により契約電力を減少しようとする日といたします。</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後
	<p>ニ 契約設備電力を増加される場合は、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。</p> <p>③ イデックスでんきビジネスプラン A</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、イおよびロに該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるもの）に対する他の契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと他の契約電力の合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなし、契約容量の場合 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数</p> <p>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約容量</p> <p>イ 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたしま</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後								
	<p>す。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 7（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="452 272 1193 421"> <tr> <td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき。</td> <td>95 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロボルトアンペアにつき。</td> <td>85 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロボルトアンペアにつき。</td> <td>75 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき。</td> <td>65 パーセント。</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(4) 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調</p>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき。	95 パーセント。	次の 14 キロボルトアンペアにつき。	85 パーセント。	次の 30 キロボルトアンペアにつき。	75 パーセント。	50 キロボルトアンペアをこえる部分につき。	65 パーセント。	<p>選択約款へ移行</p>
最初の 6 キロボルトアンペアにつき。	95 パーセント。									
次の 14 キロボルトアンペアにつき。	85 パーセント。									
次の 30 キロボルトアンペアにつき。	75 パーセント。									
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき。	65 パーセント。									

変更箇所	変更前	変更後								
	<p>整) (1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <table border="1" data-bbox="461 788 1200 826"> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき。</td> <td>316 円 24 銭。</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="461 979 1200 1091"> <tr> <td>最初の 120kWh までの 1kWh につき。</td> <td>120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき。</td> <td>300kWh を超える 1kWh につき。</td> </tr> <tr> <td>18 円 12 銭。</td> <td>23 円 57 銭。</td> <td>23 円 79 銭。</td> </tr> </table> <p>④ イデックスでんきビジネスプラン B</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。</p> <p>ロ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみな</p>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき。	316 円 24 銭。	最初の 120kWh までの 1kWh につき。	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき。	300kWh を超える 1kWh につき。	18 円 12 銭。	23 円 57 銭。	23 円 79 銭。	<p>選択約款へ移行</p>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき。	316 円 24 銭。									
最初の 120kWh までの 1kWh につき。	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき。	300kWh を超える 1kWh につき。								
18 円 12 銭。	23 円 57 銭。	23 円 79 銭。								

変更箇所	変更前	変更後
	<p>します。)または契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、または交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約電力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次のi.の係数を乗じて得た値の合計にii.の係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場</p>	<p>選択約款へ移行</p>

変更箇所	変更前	変更後														
	<p>合、その容量は別表 5（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、ii.の係数を乗じないものといたします。</p> <p>i. 契約負荷設備のうち最大の入力のものから</p> <table border="1" data-bbox="517 268 1196 379"> <tr> <td>最初の 2 台の入力につき。</td> <td>100 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の 2 台の入力につき。</td> <td>95 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの入力につき。</td> <td>90 パーセント。</td> </tr> </table> <p>ii. i.によって得た値の合計のうち</p> <table border="1" data-bbox="517 467 1196 614"> <tr> <td>最初の 6 キロワットにつき。</td> <td>100 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の 14 キロワットにつき。</td> <td>90 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>次の 30 キロワットにつき。</td> <td>80 パーセント。</td> </tr> <tr> <td>50 キロワットをこえる部分につき。</td> <td>70 パーセント。</td> </tr> </table> <p>ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 5（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(5) 季節区分 季節区分は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>ロ その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。</p> <p>(6) 料金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力</p>	最初の 2 台の入力につき。	100 パーセント。	次の 2 台の入力につき。	95 パーセント。	上記以外のもの入力につき。	90 パーセント。	最初の 6 キロワットにつき。	100 パーセント。	次の 14 キロワットにつき。	90 パーセント。	次の 30 キロワットにつき。	80 パーセント。	50 キロワットをこえる部分につき。	70 パーセント。	<p>選択約款へ移行</p>
最初の 2 台の入力につき。	100 パーセント。															
次の 2 台の入力につき。	95 パーセント。															
上記以外のもの入力につき。	90 パーセント。															
最初の 6 キロワットにつき。	100 パーセント。															
次の 14 キロワットにつき。	90 パーセント。															
次の 30 キロワットにつき。	80 パーセント。															
50 キロワットをこえる部分につき。	70 パーセント。															

変更箇所	変更前	変更後						
	<p>量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)(イ)によって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)(ニ)によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(イ)によって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)(ニ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといいたします。</p> <p>イ 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次の料金に 95%を乗じた金額といいたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、次の料金の半額といいたします。</p> <table border="1" data-bbox="483 1029 1171 1066"> <tr> <td>契約容量 1kW につき。</td> <td>992 円 53 銭。</td> </tr> </table> <p>ロ 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。</p> <table border="1" data-bbox="483 1329 1202 1404"> <tr> <td>夏季 1kWh につき。</td> <td>16 円 70 銭。</td> </tr> <tr> <td>その他季 1kWh につき。</td> <td>15 円 07 銭。</td> </tr> </table>	契約容量 1kW につき。	992 円 53 銭。	夏季 1kWh につき。	16 円 70 銭。	その他季 1kWh につき。	15 円 07 銭。	<p>選択約款へ移行</p>
契約容量 1kW につき。	992 円 53 銭。							
夏季 1kWh につき。	16 円 70 銭。							
その他季 1kWh につき。	15 円 07 銭。							

変更箇所	変更前	変更後
56 管轄裁判所	この約款または需給契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを福岡地方裁判所とします。	この約款 および選択約款 または需給契約について紛争が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、これを福岡地方裁判所とします。
附 則 4 夜間蓄熱型機器を使用されるお客さまについての特別措置	(1) 13 (契約種別) イデックスでんき夜トクプラン契約条件適用の際、現に毎日午前1時から午前6時まで以外の時間において、一般送配電事業者が適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断している夜間蓄熱型機器は、当面の間、13 (契約種別) イデックスでんき夜トクプラン (7) (使用電力量の算定等) ロ にかかわらず、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。なお、当社は、供給設備の状況により、通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。	(1)イデックスでんき夜トクプラン (選択約款) および ミッドナイトプラン (選択約款) の契約条件適用の際、現に毎日午前1時から午前6時まで以外の時間において、一般送配電事業者が適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断している夜間蓄熱型機器は、当面の間、イデックスでんき夜トクプラン (選択約款) および ミッドナイトプラン (選択約款) (7) (使用電力量の算定等) ロ にかかわらず、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。なお、当社は、供給設備の状況により、通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

変更箇所	変更前	変更後
別表 1 再生可能エネルギー 発電促進賦課金	<p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 12 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p>	<p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p>
別表 1 再生可能エネルギー 発電促進賦課金	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」とい</p>	<p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日（記録型計量器の場合は 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー特別措置法に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

変更箇所	変更前	変更後
	<p>います。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	
<p>別表 4 電源調達調整費</p>	<p>(1)電源調達調整費の算定 電源調達調整費は、その1月の使用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。ただし、イデックスでんきファミリープラン、イデックスでんき夜トクプラン、イデックスでんきビジネスプランA、イデックスでんきビジネスプランB、イデックスでんきECOプランには電源調達調整費は適用されず、イデックスでんきベーシックプラン、イデックスでんきミッドナイトプラン、イデックスでんきオフィスプランに適用されます。</p>	<p>(1)電源調達調整費の算定 電源調達調整費は、その1月の使用電力量に(2)に定める電源調達調整単価を適用して算定いたします。ただし、イデックスでんきファミリープラン、イデックスでんき夜トクプラン、イデックスでんきビジネスプランA、イデックスでんきビジネスプランB、イデックスでんきECOファミリープラン、イデックスでんきECO夜トクプラン、イデックスでんきECOビジネスプランA、イデックスでんきECOビジネスプランBには電源調達調整費は適用されず、イデックスでんきベーシックプラン、イデックスでんきミッドナイトプラン、イデックスでんきオフィスプラン、イデックスでんきECOベーシックプラン、イデックスでんきECOミッドナイトプラン、イデックスでんきECOオフィスプランに適用されます。</p>